

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のおり、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均584円（0.15%）

{	給料	487円
	はね返り	97円

※1 任用資格基準及び係長職以上の職責の高まり等を考慮した上上げを行う。

※2 I類初任給及びIII類初任給については、国の状況等を踏まえて上上げを行う。

2 諸手当の改定

勤勉手当の上上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	平成28年度(案)※	平成29年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.850 (年間：1.70)	0.950 (+0.10) (年間：1.80)	0.900 (+0.050) (年間：1.80)
	管 理 職 員	1.050 (年間：2.10)	1.150 (+0.10) (年間：2.20)	1.100 (+0.050) (年間：2.20)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.400 (年間：0.80)	0.450 (+0.05) (年間：0.85)	0.425 (+0.025) (年間：0.85)
	管 理 職 員	0.500 (年間：1.00)	0.550 (+0.05) (年間：1.05)	0.525 (+0.025) (年間：1.05)

※ 平成28年度分の上上げは、本年12月の支給において行う。

[参考] 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.30月 → 4.40月 (+0.1月)
- ・再任用職員 2.25月 → 2.30月 (+0.05月)

3 施行期日等

(1) 給料表の改定及び本年12月分の勤勉手当の上上げ 公布の日

※ 給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

(2) 平成29年度の勤勉手当の改定 平成29年4月1日